

■節電行動計画(1枚目)

医療施設名	独立行政法人 国立がん研究センター東病院			病床数	425床
都県名	千葉県	住所(病院)	柏市柏の葉6-5-1		
担当者(部署)	山本 仁 (東病院 経理室)	担当者連絡先	直通電話	04-7131-3213	
			メールアドレス	hyamamot@east.ncc.go.jp	

開設主体名	独立行政法人 国立がんセンター東病院				
都県名	千葉県	住所	柏市柏の葉6-5-1		
担当者(部署)	山本 仁 (東病院 経理室)	担当者連絡先	直通電話	04-7131-3213	
			メールアドレス	hyamamot@east.ncc.go.jp	

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
3884kw	A01a05039	3884kw	0.85	3302kw	1.00	3884kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		3744kw		3.60%		

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を就業時は半分程度、昼休みは全消灯する。】	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診療終了後の診察室、使用していない処置室、昼休みの事務室は消灯する。】	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、管理部門は28℃に冷房温度を設定する。】	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診療終了後の診察室、研究部門、管理部門等の不在時の空調を停止する。】	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南側に面した窓はブラインド、カーテンを活用する。】	◎	

日付	日付
6/27	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電啓	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：経理室より職員に文書で周知すると共に院内サーバー及び掲示板に掲示する。】	○	
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：節電対策委員会を組織して、定期的に節電パトロール、節電対策会議を実施する。】	○	
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対し家庭での効果的な節電方法を情報提供する。】	○	
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：更新時には高効率蛍光灯やLED照明に交換する。】	○	
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：廊下など共用部の照明を間引きする。】	○	
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：電気室、機械室の換気ファンを停止する。】	○	
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調のフィルターを定期的に清掃する。】	○	
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：風除構造となっていない出入り口の扉の開閉は徹底する。】	○	
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：冷凍機ごとに冷水供給系統が違うためできない。】	-	
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：各担当部門の責任で設定温度の見直しを行う。】	○	
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：対応設備なし。】	-	
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：便座ウォーマー、洗面所の自動水洗の温水スイッチをOFFにしコンセントから抜く。】	○	
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、冷却変更時間の延長を行う。】	○	
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：設定を目標値の99%に設定し警報発生時に予め定めた節電対策に沿って実施する。】	○	
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：対応設備なし。】	-	
	平日の9時から15時まで管理棟中央のエレベーター3基のみを運転し、他のエレベーターは工事用資材、重量物、多量の荷物等特別な運搬時を除き停止する。	○	
	事務部門のOA機器(指定された機器を除く)、裁断機は昼休みの時間帯は電源をOFFにしてコンセントから抜く。	○	
	患者さんが利用しない共通部分(管理部門、研究部門の廊下等)の照明は基本的に終日消灯する。	○	
	病棟の給湯室の電気ポットは10時から13時のみの使用とし、他の時間帯は電源をOFFにする。病棟以外の電気ポットは原則期間中は使用しない。	○	
	・		

日付	日付
6/27	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。